新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める(アンダーラインを付した部分は改正部分である)。

改 正 後	改正前
目 次	目 次
(注) 簿書様式は、 <u>平成23年4月1日</u> 現在の法令に基づくものである。	(注) 簿書様式は、 <u>平成22年4月1日</u> 現在の法令に基づくものである。
(第1~3 省略)	(第1~3 同左)
第4 譲 渡 所 得 関 係	第4 譲渡所得関係
(1~7 省略)	(1~7 同左) <u>8</u> 土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書 (9~24 同左) <u>24-1</u> 特定上場株式等非課税適用選択申告書
(25~34 省略) (第5~第7 省略)	(25~34 同左) (第5~第7 同左)
第8 納税猶予関係	第8 納税猶予関係
(1~89 省略) 90 非上場株式等の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認め られない旨の通知書(通知用)	(1~89 同左) <u>(新規)</u>
91 非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 (通知用) 92 非上場株式等の贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書 (通知用)	_ <u>(新規)</u>
93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 94 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書	90 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 91 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書 92 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書
96 猶予期限が確定した非上場株式等についての贈与税・相続税額の通知書(通知用) 97 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)	(新規) 93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)
98 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用) 99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用) 100 非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書(特例免除)	94 認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用) 95 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用) 96 非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書(特例免除)

- 101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書
- 102 非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請に対する承認・却下通知書(通知用)
- 103 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書
- 104 贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

- 1 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書(第1表 単独提出者・共同提出の代表者用)
- (2 省略)
- 3 同(第1表 死亡した贈与者・遺贈者用)

(4~17 省略)

- 18 同(第14表 社会福祉事業を行う法人・医療事業を行う法人用)
- 19 同(第15表 宗教法人・美術館等を設置運営する法人用)
- 20 同 (第16表 図書館を設置運営する法人・その他の公益目的事業を行う法人用)

(21~36 省略)

(第10 省略)

第11 その他

- (1 省略)
- 2 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書
- 3 被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第4条申請)
- 4 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書
- 5 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請に対する却下通知書
- 6 災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書
- 7 被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第6条)

(新規)

(新規)

97 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書 (新規)

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

- 1 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書(第1表 共同提出の代表者、単独提出者用)
- (2 同左)
- 3 同(第1表 遺贈者、死亡した贈与者用)

(4~17 同左)

- 18 同(第14表 医療事業を行う法人、社会福祉事業を行う法人用)
- 19 同(第15表 美術館を設置運営する法人用、宗教法人用)
- 20 同(第16表 その他の公益事業を行う法人、図書館を設置運営する法人用)

(21~36 同左)

(第10 同左)

第11 その他

(1 同左)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

通信日付即の年月日	確認印	景 号
64 B B	8	100

届出年月日 平成 年 月 日

通信日付印の年月日 確認印

届出年月日 平成 年 月 日

税務署長殿

第 4 項 取得 相続税法施行規則附則第5項の規定による幼稚園教育用財産の廃止届出書 第6項 現況

*		=	-			T			The same of the sa
	住所			学 級	数		49	松	学級
届出者	氏 名	12	印		定員			人	設置
	電話番号			幼児数等	現員			人	場所
	間の種類			幼稚園の事業 開始年月日	- 5	年	月	Ħ	位
West to the same	の所在地	125		青色 申告 承認年月日	10	年	月	H	図

供 し た (第 4 項) 教育の用に供しなくなった (第 5 項) 財産の明細

区分	用	途	所	在基	所	数量	供供	し た E しなくなったE		の他は	参考	事項	
						n	THE STREET	战年月日					
±							33						
地						59							
建						3	38						
物			4				33						
構築物			de la companya de la	-		3		j:					
区分	種	類	数 量		た日くなった日	取得価額	区分	細目	預入先又は 貸付先等	預入等の	年月日	金	額
let.				平成	年 月 日	千円	現	現	è	_			Ŧ
教育							金			平成年	月日		
用													
設							預金						
備							342						
備							有						
品						E	有価証券						
							貨		8				
事務							貸付金等						
用							**					8	
備品							流動資産	r c				8	
車								基本分	全 平成	年	月	日現在	
輌							備	設置者付	書 平成	年	月	日現在	

- 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
 この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関	与	税	理	±	印	竜	話	番	号	
						•				(資4-87-A4-統一)

税務署長殿

第 4 項 取得 相続税法施行規則附則第 5 項の規定による幼稚園教育用財産の廃止届出書 第 6 項 現況

							Na	0 34							-	C 10C		
	住	所	Ŧ							今	色 翁	ъ.	数	学級	学級			
届出者	氏	名							印	550			定員	人	設			
	電話者	6号								幼り	尼数	等	現員	3	置場			
幼稚	劇の種	類								幼稚	国の事	ŧ	75,94		所の			
幼稚	劇の名	称									年月日	_		年月日	位置			
幼稚園	の所在	地								承認	年月日	H		年 月 日	図			
					教	育の		しな			5 4	()	財産	の明細				
区分	用 i	金	Ē	听	在	場	所		数量		しなく			そ	の f	也参考	事項	
		- 16						165	п	rî Ŧ	成年	月	B					
±										-			_					
地																		
20																		20
建		55.						3 (-2		12								
物		55 55						1 22		12								
構築物		= #						18										*
区分	種	類	数	量			た 日 なった日	取	得価額	区分	斜	H	B	預入先又は 貸付先等	預入	等の年月日	金	額
教		-			平	成年	月日		千円	現	現		金					千円
育					4			2		金				- 2	平成	年 月 日		- 3
H -		- 1			4					預					_			
設		- 4			4					金				1 2				12
備		-			6.0					70 3					_			
備		- 1			0.0					有価								- 25
品					3.5					証券				1 30				250
事		= 1								貸付金等				2 50				- 5
務					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			. S	-	金等			\dashv	: 5	_			
開備		-			+			-		-				. 12	-			38
品										その他の								38
車											基	本	金	平成	年	月	日現在	Û
輌										備	設值	置者	作借	平成	年	月	日現在	00
1000																		

- 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
 この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

|--|

(資4-87-A4-統一)

改 正 後	改正前
	(

※印欄は記入しないでください。

整理簿

※印欄は記入しないでください。

平成___年分 特定路線価設定申出書

	殿	
平成年月日	申 出 者 住所(所在地)(納税義務者)	
	氏名(名称)印	
	職業(業種) 電話番号	
	路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を 特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。	
評価する必要があるので、 特定路線価の設定を必	路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。 □ 相続税申告のため(相続開始日年月日)	_
評価する必要があるので、	路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。 □ 相続税申告のため(相続開始日年月日) 被相続人(住所	
評価する必要があるので、特定路線価の設定を必	路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。 □ 相続税申告のため(相続開始日年月日)	

	□ 贈与税申告のため(受贈日年月日)
 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等 	「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線 価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり
3 添付資料	(1) 物件案内図(住宅地図の写し)(2) 地形図(公図、実測図の写し)(3) 写真 撮影日年_月_日
	(4) その他
4 連絡先	

□ 申出者に送付 □ 連絡先に送付

* 口欄には、該当するものにレ点を付してください。

5 送付先

(資9-29-A4統一)

平成___年分 特定路線価設定申出書

改正前

税務署長	
平成年月日	申 出 者 住所(所在地) (納税義務者)
	氏名(名称)印
	職業(業種)電話番号
	路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を 特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。
1 特定路線価の設定を必 要とする理由	□ 相続税申告のため(相続開始日年月日) 被相続人(住所 氏名 職業
 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等 	□ 贈与税申告のため (受贈日年月日) 「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり
3 添付資料	 (1) 物件案内図(住宅地図の写し) (2) 地形図(公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日年_月_日 (4) その他 (
4 連絡先	T 住 所 氏 名 職 業 電話番号
5 送付先	□ 申出者に送付 □ 連絡先に送付
* 口欄には、該当するものに	

(資9-29-A4統一)

		通信日付	印の年月日	確認印		番 :	5
			月日				
			33370	84	猶予整理簿	検	算
贈与税の納税猶予の継	続届出	書			*	*	Ar.
税務署受付印						3.000	
No. of the second second			4	成	年月_	日	
税 務署長 殿		-	Ē				
	届出						
		氏名				印	
			(電話番号	+	-)	
租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の	納税の猶予を	き続いて	受けたいの	ので、み	に掲げる税額	領等につ	11
て確認し、同条第26項の規定により関係書類を添付して届け出ま	す。						
		B77	和			1 1	
農地等の贈与を受けた年月	日	100	成	年	月	日	
住		氏		003	10°C	5450	ristions
贈 与 者 所		名	1	(年 月	日	生)
1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額						円	
2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたた	め、						
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 ・・・・・・・						円	
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権	、使用貸借権な	どの権利の記	役定若しく	は耕作の	の放棄又は権利]の消	
滅も含まれます。							
3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額	(1-2の金額)				円	
4 (林的漢字不安田大瓜)上表典原始)。人口如 上	加。推	它相 続	人			1-41 -	-0
4 納税猶予の適用を受けた農地等については、年月	――― 他の	推定相続人	等 ——			に対して	
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 他の	定相続人	に引き続	き使用させ	ています	r.		
,						el sille Lake	
5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等			Day Street Street				
係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予					L'YI EVIET AND L	DEC	
6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特	例農地等に係る	営農困難時	資付けに関	する明経	瞎」のとおり	です。	
(営農困難時貸付けを行っている場合)							
※ 添付書類							
○ 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書	(上記の4に該	当する場合に	こは、その	推定相緣	売人が農業経営	を引き	
続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従							
この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があっ特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等			ケートス・担心	× ज∂	7年公門隊の順	4片形)-	
○ 特別處地寺に除る威未経営に関する労和者(特別處地寺) 係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納利					十万以降以州	子かいこ	
特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営)							
○ 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付け	を引き続き行っ	ている旨の記	農業委員会	の証明書	書(営農困難時	貸付け	
を行っている場合)							
月上採畑上	雪 註 来 旦						

(資12-12-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		T)

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検	算
*	**	

													ER 111	dr.	Ŧ							
													届出	有	生 所_							
															氏名_						印	
															(電話	科号)	
2			ate in		380 5	第1項 より関係		10 (10)	8.5				猶予を引	き続	ハて受	けた	いのつ	で、次に	こ掲げ	げる税	額等に	つい
	農	೬ 地	等	の	贈	与 を	: 受	け	た	年	月	日		90	1700	和成		年		月	目	
贈	ı	j	者	住所										氏名			(4	丰	月	E	生)
祁	付す	べき贈	与税额	質のう	ち納用	見の猶言	での適	用を受	受けが	た贈与	税額				92					ı	_円	
			Files	to 150			n Caddo V. C.	lete - me	4.444													
by S	400			July 19		でに特化						0.7									-	
						に贈与利								• • •	a Trus		20.20240	uun er en en	2000	22.5 58.6	_H	
(注)	譲	渡等に	は、高	襄渡、	贈与、	転用の	りほか	、地」	上権、	永小	作權	、使用:	貨借によ	る権利	又は貨	借権	などの	権利の	設定	若しくり	は耕作	
	の放	棄又は	権利の	の消滅	も含ま	まれます	-															
								-7.3		- mac (6225											
1	のう	ち届出	日現不	E)Ck	いて新	内税の獲	首子を	受けて	Chris	5 贈与	税額	(1-	2の金額) • •	8						_円	
	e con											2000 X	2の金額に 推 気 他の		8.9	_					_円 _に対し	て
1 W	税猶	子の適	用を含	受けた	農地等	幹につい	いては、		5.50	年	月_	B		官 相 惟定相	続人等					1	-1.1	_ン て
使用	脱猶	予の適 による	用を発	受けたの設定	農地学	等につい こが現在	いては、 Eもその	、	也等在	_年_ をその	月_ 推 他の	定相 推定相	だ 他の	を 相 惟定相 に引	続 人等 き続き	使用	させて	います。	3	紙「特件	_ に対し	ノて
使用	税猶り貸借の届	予の適 による 出書の	用を登権利の権利の提出対	受けたの設定期限の	農地会をした	等につい こが現在 5年の前	いては Eもその	の農地	也等 各年1	年_年_こおけ	推他の	定 相定推定相例農地	推り 他の 続 人 制続人等	E 相 作定相 に引 農業経	続人等き続き	使用	させて	います。	、別解		_に対し _配対し	τ
使用を	脱猶り貸借の届	予の適 による 出書の 農業経	用を整権利の提出対	受けたの設定期限の関する	農地震をした	等につい たが現在 6年の前	いては、 近る年 か3年 におり	の農地 間の名 です。	也等存 各年1	年	推他のかる特別を	世 定 相 推定相 例農地 のうち	推 気 他の 続 人 目続人等 等に係る	E 相 作定相 に引 農業経 農農地	続 人等 続人等 き続き 営に関	使用ける。	きせて 事項の 合、平	います。	、別解		_に対し _配対し	て
使用を	脱猶り貸借の届	予の適 による 出書の 農業経	用を整権利の提出対	受けたの設定期限の関する	農地震をした	等につい たが現在 6年の前	いては、 近る年 か3年 におり	の農地 間の名 です。	也等存 各年1	年	推他のかる特別を	世 定 相 推定相 例農地 のうち	推り 他の 続人等 時に係る に都市営	E 相 作定相 に引 農業経 農農地	続 人等 続人等 き続き 営に関	使用ける。	きせて 事項の 合、平	います。	、別解		_に対し _配対し	- τ
使用を等に	税猶の届の保る。納税	予の適 による 出書の 農業経 猶予の	用を登 権利の 提出が 場合と	受けたの設定期限の関する	農地をした 属する 明細 成6年	等につい たが現在 6年の前 野」のと	いては、	の農地です。	地等を 各年に (体	年_ をそのこおけ 時例農	推他の特地等	定 相 推定相 例農地 のうちい で営農	推り 他の 続人等 時に係る に都市営	E 相 作定相 に引 農業経 農農地	続人等き続き	使用 する場 いる	きせて 事項の 合、平 場合)	います。 概要は 成7年	、別線分以降	降の贈り	に対し 列農地 写税に	
1 紀 使用 こ 等係る	税猶の保るのは、例の機能の関係の関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	予の適 による 出書の 農業経 猶予の	用を 権利の 提出対場合ご 係る対	受けたの設定期限の関する 又は平	農地等をした 属する 属する 解時が	等につい たが現在 6年の前 野」のと	いては、	の農地です。	地等を 各年に (体	年_ をそのこおけ 時例農	推他の特地等	定 相 推定相 例農地 のうちい で営農	推りた。他のは一般人等に係る。	E 相 作定相 に引 農業経 農農地	続人等き続き	使用 する場 いる	きせて 事項の 合、平 場合)	います。 概要は 成7年	、別線分以降	降の贈り	に対し 列農地 写税に	
11 新 使用 55 等に 係る ・ 特 に に と に に に に に に に に に に に に に に に に	税猶の係税の係の機関	予の選 による 出書の 機等を 地等に 難時質	用を 権利の 提出対場合ご 係る対	受けたの設定期限の関する 又は平	農地等をした 属する 属する 解時が	等につい たが現在 5年の前 い 手分以前	いては、	の農地です。	地等を 各年に (体	年_ をそのこおけ 時例農	推他の特地等	定 相 推定相 例農地 のうちい で営農	推りた。他のは一般人等に係る。	E 相 作定相 に引 農業経 農農地	続人等き続き	使用 する場 いる	きせて 事項の 合、平 場合)	います。 概要は 成7年	、別線分以降	降の贈り	に対し 列農地 写税に	
1 が使用 で 等に 等に 条	税猶借届る税機関係	予の適 による 出書の 地等に 地等に 動物等に	組制の 機出対 場合と 係るが	受けたの設定期限の関する平は関する平は関係を行っ	農地管をした 属する 明 成 6 年 でいる	等につい たが現在 5年の前 手分以前 (付け)に 5場合)	いては、 Eもそい か3年り かの贈 に関す	の農地です。	地等を (作 (作) に係る	年_年_ なそのこなけ 特例農 別解	月かんかいます。	定 相 推定相 例 農地 のうちい で営農 例 農地 の 関 農地 の の 貴 根 の の 貴 根 の の 貴 根 の の 農 地 の の 農 地 の の 農 地 の の 農 地 の の 農 地 の の 農 地 の の 農 地 の の 農 地 の の 食 の の 食 の の 食 の の 食 の の の の の の の	推りた。他の一続人等等に係る事に係る	E 相に引きた。 農農付き農田	続人等を続きています。	使用はる場合を	きせて 事項の 合、平 場合)	います。 概要は 成7年 る明細	、別線 分以『	降の贈り	_ に対し 列農地 5税に) です。	
1 が使用 で 等に 等に 条	税猶借属る係納税農園	予の適 による 出書の経 地等に 事類経 ・	権利の 権利の 提出財 場合ご 係るが はを引	受けたの設定期限のの対象を対象を行っています。	農地会をした 展する 展明 (4) 展 (4) 形 (5) で いる きそうつ	等につい たが現在 5年の前 5年の前 3付けに 5場合)	いては Eもその 介3年 か3年 かかの贈 に関す	の農地です。	地等を (特別では、 は、 は、	年	月 推 他の か は が 等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	定 相 推定相 例 農地 のうちい で 営農 例 農地 の 人 と 記 の	推りた。他のは一般人等に係る。	E 相 作定相 に引 農業農付けを 当する	続人等を続きています。	使用はる場合を	きせて 事項の 合、平 場合)	います。 概要は 成7年 る明細	、別線 分以『	降の贈り	_ に対し 列農地 5税に) です。	
4 解 使用 こに 等係 製置 ※ (税猶借属る係納機関係が	予の道ととの道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、	権利の 権利の 機出対 営に 係る は で を 引 ること で い ること の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	受けたの設定の設定を行っています。	農地会に対している。	等につい を年の引 を手が見る を手が見る を手が見る でもずる はいる をするが推	いては Eもそく 介3年り かが に関す に関す	の農地間の全です。 を与税がある事項	地等を作り、	年 年 で こ おけ	月 推 他 の 特 地 の い ま い ま で い ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で	定相定相を 関農地で営農 のうちは の農地で営農	推り 機の 機能 性能 機能 性能 機能 性能 機能 性能	E 相 相定に引 農農付 営農 は 要 農け を は の は の は の は の り り り り り り り り り り り り	続人等 続続人等 き続き 営等行って 場合に	使用はる場合を	きせて 事項の 合、平 場合)	います。 概要は 成7年 る明細	、別線 分以『	降の贈り	_ に対し 列農地 5税に) です。	
1 解 使用 ご等係を 教営 ※ (()	税猶借届る税機関係が続き	子の道によるの道によるのは、出書業がある。	開をきる。 権利の提出財産には 係るがは でいるを りるでいるを りるでいる	受けたの設定を の設定を が関する は単 を行っ はき続び、 にも続いて にも続いて にも続いて にもしまれて にもいる。	農地等をしたでは、 属明成6年 でいる きん 田前	等につい を年の前 を手の以前 を持ったいる を持ったいる を持ったいる を表する。 でいる を表する。 でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	いては Eもその 介とおの 関す に特の に関すす に特別	の農地でも発える事が、	地等を の の の は に 係 が は に に の に る に の に る に に る に る に る に る に る に る に る に る に	年二年をそのこれが開業をおります。	月推他の特等予特書事であったがあったがあったがあったがあったがあったがあったがあったがあった。	定相を を を を を を を を で が に に に に に に に に に に に に に	推り 続人 係る 対 等に係る ない る に の ない る に の ない る に の い る に の い る に の い る に の い る に の い る に の い る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に	E 相相に引き、 農農付き、 と明書の はいます。 との明経の との明経の との明経の との明経の との明経の とのの とのの とのの とのの とのの とのの とのの とのの とのの と	続続人等を続き 営等行って 関連事件	使用ける場合いる。	事項の合、平 場合) こ関す	います。 概要は 成7年 る明細 定相続	、別湖 分以即 書」(降の贈り	に対し 列農地 存税に)です。	*
1 解 使用 ご等係を 教営 ※ (()	税債の係納例農添い続これ	予の道とよるの道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、一般の道とは、	相をを持たる。 権利の 機出は対象を 係付けるを するない 書を でいまを にいまを にいまを にいまとう。 にいまと。 にした。	受けたの設定のの設定の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	農地等をした。属明成6年で、10年間の10年間では、10年間の10年間では、10年間の10年間の10年間の10年間の10年間の10年間の10年間の10年間の	等につい を年の前 を手が見れ を手が見れ を手が見れ を手が見れ を手が見れ を手が見れ を手が見れ を手が見れ を手が見れ を手がした。 でする場合) でする。 です。 でする。 でする。 でする。 でする。 です。 でする。 でする。	いては Eもその 介3年り に対すが に関す に対する明	の農地でものでは、一般の大の農地では、一般の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大	地等を の は、 に保る では、 に関する に に に に に に に に に に に に に	年_年_ をそのこれが、 おり の の の の の の の	月 推 他の特等予 特 書事でがめばい	定相様に 対機地の のうちは の農地の にしている のうちに	推りの 人等 る対 等に 不難時 係る かるには、	E 相相に引き、 農農付き、 当明の農地を を もののと、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	続続人等を続きという。	使用ける場合が付けば、するが	させて事項の平合、学の推集を表し、	います。 概要は 成7年 る明細 定相続 平成7	、別湖 分以即 書」(降の贈り	に対し 列農地 存税に)です。	*
14 種 使用 こ に そ	税猶借属る税機関係の続きこれで	子の道とよるの経典を持ちている。	権利の 提出財産 場合 は で は を 引き に と は に し は と り と り と り と り と り と り と り と り と り と	受けたの設定である。 の設定である。 の設定である。 の対象では、 の対象である。 の対象である。 の対象では、 の対象である。 の対象では、 の対象である。 の対象では、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	農地等をした。属明成の難時では、 きりにの こうにん かいっと こうにん かいい こうにん 前経 でいった こうにん 前経 平	等につい を作り を作り を作り を作り を行う はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる	いては Eもそで 有3年り 管定に 特分 目が 分別 に 対分 の が の が の に が の が の の の の の の の の の の の の の	の農地でものである。 発送人農和贈	地等を 体 の は に 係 が は に に の は に の に る に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に 。 に る に 。	年_年_をそのこれが農場のおります。 ない、これが農場のおります。 ない、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	月 推の特等で 特 書 準 で が 地 か お	定相定権 対機定権 列農地 のうちは 列農地 (上記が た場合が がある。	推りの人等の対象に不動物に不動物をは、大等の対象に不動物をは、不動物をは、大等の対象には、大学のないでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	と 相相 に は と は に が と は に ま と は に ま き に か と は に ま き に か の 農 は か と は い と は い と は い と は い と は い と は い と は い と は い と は い と は い と い と	続続人等に関するに関するに関するに関するでは、	使用する場合いい付けば、するで	させて事項の平合、学の推集を表し、	います。 概要は 成7年 る明細 定相続 平成7	、別湖 分以即 書」(降の贈り	に対し 列農地 存税に)です。	*
4 種 使用 こ 等 係 製 営 () () () ()	税猶借届る税機関係の続きませる	子の道とよるの道とは、一世典猶・世難時類経で、一時期の一時期の一時期の一時期の一時期の一時期の一時期の一時期の一時期の一時期の	開をきる。 権利の提出は とは を は を は を は を の は も も も も も も も も も も も も も	受けたの設定を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	農地等をした 属明成6年 で きりゅう 選手 で こう とり で こう とり で こう とり は 美 は 美 は 美 は 大き とり とう	等についたが現在 5年の前と 5年の前と 5年の前と 5年の前と 5年の前と 5年の前と 5年の前と 5年の前と 5年のが明在 5年のが明本が明在 5年のが明本が明本が明本が明本が明本が明本が明本が明本が明本が明本が明本が明本が明本が	いては まもそで が13年り 関すす に対分付けに	の農場でする。 発送人農細糖・関すの。	世等を 体係 は、 量量 に係め は、 最合いの に の に の に の に の に の の に る に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 に 。	年 全 を そ の に を を と の に な が は の の に 来 動 は に に 細 書	月推の特等予特書等はあ等級対象	定相を 対機定物 の対象で が関連地 ので が関連地 ので が関連地 ので が関連地 ので が関連地 ので が ので が ので が ので が ので が ので が ので の の の の の の の の の の の の の	推りの ・ 機の ・ 機の ・ 機の ・ 機の ・ 機の ・ 機の ・ 機の ・ 機の ・ では ・ では	と 相相 に と は は は は は は は は は は は は は は は は は は	続続人等き、営等行の難時はいるになっては、	使用はるいが付けば、するで、場合)	させての平分のでは、またのではでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またので	います。 概要は 7年 る明細 定相続 平成7	、別 分以 書」(人が) 年分)	降の贈り のとおり 農業経済	に対し 別農地 にです。 営を引き	

(4))	
与税理士	電話番号		

(資12-12-1-A4統一)

		通信日付印の年 年 月		番	号	
相続税の納税猶予	の継続届出	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		予整理簿 検 ※	算	村
税務署 受付印 税務署長殿	B.III.	Ţ	平成年	月日	※ 印 欄	
	庙 伍 🤅	者 住 所 氏 名 (電話	番号 —	——————————————————————————————————————	は 記 入 し	
租税特別措置法第70条の6第1項の規定による て確認し、同条第31項の規定により関係書類を添付し		き続いて受けた	といので、次に掲	げる税額等に	つい ないで	租税特別で確認し、
農地等の相続(遺贈)があっ	った年月日	平 成	年	月	だささ	農
被相続人 住所		氏名	(年	月日	生) 。	被相移
1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受け	た相続税額・・・・・・			円	3.5	1 納付すべ
2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡 既に納税の猶予が確定し納付した相続税額・・・・ (注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権 まれます。				円 又は権利の消滅	も含	2 1のうち 既に納税の (注) 譲渡 又は権
3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20 たため免除された相続税額 ・・・・・・・・・・		• • •		円		3 1 のうち たため免除
4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けてい (1-2-3の金額)	る相続税額					4 1のうち (1-2-
5 納税猶予の適用を受けた農地等については、	年月日に 推 が 他の打	E 相続人 推定相続人等 -		に対し	T	5 納税猶予
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等	をその 推 定 相 続 人 他の推定相続人等	に引き続き使用	lさせています。			使用貸借に
6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年 る農業経営に関する明細書」のとおりです。 (特例農 税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続	地等のうちに都市営農農地	等がある場合、平	成17年4月1日以	降の相続に係る	相続	6 この届出 る農業経営 税の納税着
7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は 農困難時貸付けを行っている場合)	、別紙「特例農地等に係る	営農困難時貸付け	に関する明細書」	のとおりです。	(営	7 特例農地 農困難時貸
8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、別細っている場合)	「特例農地等に係る特定貸	付けに関する明細	唐」のとおりです。	。(特定貸付け	を行	8 特例農地
※ 添付書類 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員。 行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業 この届出書を提出する前3年間に特例農地等の 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(株) る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月311でいる場合) 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明 党農困難時貸付けを行っている特例農地等に係	製に従事している旨の証明書 の異動があった場合には、そ 寺例農地等のうちに都市営農 日以前の相続に係る相続税の 用細書(営農困難時貸付けを	き) ・の明細書 と農地等を有するも シ納税猶予で営農 ・で行っている場合)	易合、平成17年4月 困難時貸付け若しく	11日以降の相縁 (は特定貸付ける	売に係 を行っ	※ 添付書○ 農業 行って○ この○ 特例○ 有網でいる○ 特例○ 常例
ている場合) 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸价			正明書(特定貸付)	ナを行っている!	場合)	でいる 〇 特例 〇 特定
関与税理士	電話番号					関与税理士

(資12-12-A4統一)

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

相続税の納税猶予の継続届出書

猶予整理約	海 検	算
*	*	

税務署長殿	届出者伯	· 名	番号	-		- _即 _)
租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の て確認し、同条第31項の規定により関係書類を添付して届け出ます。	猶予を引き続	いて受け	さいので	、次に掲	げる税額	等につい
農地等の相続(遺贈)があった年月日		平 成		年	月	日
被 相 続 人 住所	氏名		(年	月	日 生)
1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、 既に納税の猶予が確定し納付した相続税額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	川又は賃借格	などの材	権利の設定		円 耕作の放棄
たため免除された相続税額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<u> </u>			F	円
1 のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額 (1-2-3の金額)						PI PI
5 納税猶予の適用を受けた農地等については、年月日	に 推 定 相 他の推定材	続 人目続人等				に対して
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推 定 相 他の推定材	続 人 に引 目続人等	き続き使用	きせてい	います。		
6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地 る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市 税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納	営農農地等があ	かる場合、平	区成17年4	4月1日以	降の相続は	に係る相続
7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地 農困難時貸付けを行っている場合)	等に係る営農	財助時貸付	た関する	5明細書」	のとおり	です。(営
8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係っている場合)	る特定貸付け	二関する明経	瞎」のと	とおりです	。(特定)	貸付けを行
※ 添付書類	音の証明書) 計には、その明 二都市営農農地 5相続税の納税 寺貸付けを行っ 売き行っている	細書 等を有する 猶予で営農 ている場合	場合、平田難時貸	成17年4月 付け若しく	月1日以降 くは特定貸	幹の相続に係 針付けを行っ
○ 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている特別農地等に係る貸付けを引き続き行っている特別農地等に係る貸付けを引き続き行っている特別農地等に係る貸付けを引き続き行っている特別という。		業委員会の	証明書 (特定貸付	+を行って	ついる場合)

与税理士	電話番号	

(資12-12-2-A4統一)

贈与税の納税猶予の継続届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 7年法律第55号) 附則第36条第3項適用分)

猶予整理簿 検 算 × ×

EII

欄

は

記

な

VI

-70

だ

25

V

税務署長 殿

__年___月___日

届出者 住所

Ŧ

氏名

(電話番号

(資12-52-1-A4統一)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受 けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法 律(平成7年法律第55号)附則36条第10項の規定により適用される同法による改正前 の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

822 XII 月 農地等の贈与を受けた年月日 年 日 平成 氏 住 贈与者 所 (年 月 日生) 名

- 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡したため、 既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの 権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 (1-2の金額) ……
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を 引き続き使用させています。 所在地 名 称
- 5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度に おける上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に 係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。
- 6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産 業務執行権を有する社員 法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する

社 員 株 主 (1年間のうち、農業生産法人の事業 に就任し、かつ、常時従事者である に従事する日数が 日であり、かつ、事業に必要な農作業に します。)となっています。

- ※ 添付書類
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書 ○ 特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

関与税理士 電話番号 EIJ

贈与税の納税猶予の継続届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

猶予整理簿	検算
*	*

一			
平成年月日	届出者	〒 住所	
		氏名	

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受 けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法 律(平成7年法律第55号)附則36条第10項の規定により適用される同法による改正前 の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

	農	地	等	0	贈	与	を	受	け	た	年	月	日	120	召和 区成	年		月	日
贈	1	与	者		住所									氏名		(年	月	日生)

- 1 納税の猶予の適用を受けた贈与税額
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡したため、 既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 …………… (注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの 権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 (1-2の金額) ……
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を 引き続き使用させています。 名 称 所在地
- 5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度に おける上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に 係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。
- 6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産 業務執行権を有する社員

に就任し、かつ、常時従事者である 社 員 (1年間のうち、農業生産法人の事業 日であり、かつ、事業に必要な農作業に に従事する日数が します。)となっています。

※ 添付書類 0

関与税理士

この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書 ○ 姓刷農州等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

電話番号

印

	刊的最后可能你。 刊是版本工程位代》版本框台的例	(e) (3/1 /km E
	The state of the s	

(資12-52-1-A4統一)

- 7 -

印 欄 は 記 入 な 11 0 だ 太 w

	贈与	ゼ の	多 由 音	10 2	その紗	続届出	土		猶予整理簿	検	算
						律(平成	1	>	K	*	
总務里	法律领	第 21 号	号) 附身	則第 55 多	条第3項又	は第5項記	6用分)				
税 務 署										3190	
******		税	務署長	殿							
平局	戈 年	月	В				=				
1.00			- 539		Fi.	国出者 住河	沂				
						氏	名			-	印
							(電話番	香号)	
Tri 124	det met blik met	il her m	0 7 0	. Art a TE	(の相内)= 1	- to 886 to 58	n bet the on yo	4 T A TI	* 6th 5	71141	n
				565		より贈与税の		a - 10.5 %			
						の一部を改					
						よる改正前	の租税特別	刊措置法	第 70 条0	4 第 22 1	貝の規
によ	り関係書	類を弥	対して	届け出る	ます。						
7.6X 14	81	氏				住所又					
贈与	- 者	名				は居所					
届出者	舌が贈与者	から	農地等	を取得し	た年月日	(823	和・平成)	000	年 月	日	
				- 32/4-2		3857	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	-	-00		
1 糸	内税猶予の)適用	を受け	た贈与税	額					円	
2 1	しのうちこ	の届	出書の	提出まで	に農地等を	と譲渡等した	たため、				
既に	こ納税の教	哲子が.	確定し	納付した	贈与税額・					円	
3 1	しのうちん	日出旨	現在に	おいて納	税の猶予を	を受けてい	る贈与税額	Ą			
								×		円	
4 糸	内税猶予の	適用	を受け	た農地等	について に	は、平成	年 月	日	に下記の物	寺定農業生	土産法
人に	こ対して何	 世用貸	借によ	る権利の	設定をし、	現在もその	の農地等を	と引き続	き使用さ	せていまっ	于 。
所在	E地						名称				
	- の見山:	中の相	ш #9 гн	+. 4.	5米左连囲	#4 Ø □ *** 9	年に由い	HH 441 -	となす来た	こはによい	+ 7 L
						始の日前3 事項の概要/					
生產	を法人の別	農業経	営に関	する明細	書」のとは	おりです。					
6 億	吏用貸借!	こよる	権利の	設定を受	けた法人に	は、以下の	とおり租利	说特別措	置法施行	令 (平成	17 年
政令	分第 103 ·	子) 附	則第 33	条第31	項に規定す	る特定農業	生產法人	です。			
结	宋 農	娄 /	生 産	注 人	の区分		定農業生	亲 注 人	□ 認定	特定農業	注 人
10	人 成	* -	上生	II A	- A			CONTROL STATE	A SHARE THE SHARE	口儿反米	
届	出者の特	定農業	美生産 注	去人にお	ける地位等	等(代表科	権の有無) 位)		□ 無 □ 業務執行権を有	「する計量 □1	反締 得
2					200		, C-175			15.35068 ET 1	IN THE DX
	子の独定典型	生产生	しの行う曹	業に従事す	る日数等の状況	U	農業に従る		日数	B	

電話番号

(資 12-107-1-A4 統一)

関与税理士

改 正 後

贈 与 税 の 納 税 猶 予 の 継 続 届 出 書 (所得税法等の一部を改正する法律(平成 17 年 法律第 21 号)附則第 55 条第 3 項又は第 5 項適用分)

猶予整理簿	検 算
*	*

70-			務署長	殿								
平	成年		日					₹				
						届出	者 住所	折				
							氏		E. S.			ED
								(電話	番号)
大に排	税特別措置 場げる税物 条第 14 項	等に	ついて確	認し、	听得税法	等の一	部を改	正する法	律(平月	戊 17 年	法律第2	21 号) 阵
EICJ	より関係書	類を消	系付して	届け出	ます。							
贈	与 者	氏名					住所又 は居所	10				
届出	者が贈与	者から	農地等	を取得し	た年月	Ħ	(昭	和・平成)	_	年	月	В
1	納税猶予	の適用	を受け	た贈与和	 		*******				円	Ŷ.
					emesv	total to a constitution of	SE D					
2	 1のうち に納税の 										円	
151	しておりかしくと	四 17/1	神化にした	RATIO CA	二月百 子 1元	有 具		**************************************	Anne de			
3	1のうち	届出日	現在に:	おいて糸	内税の猶	予を受	けてい	る贈与税	額		m	
((1-2)										円	
	納税猶予、に対して											
所	f在地		2000,000	3-01,000,000	2020000000			名称			8 x 22 = 15	
	この届出 の特定農 産法人の	業生產	[法人の]	農業経営	営に関す	る事項	の概要は					
	使用貸借 (令第 103									昔置法加	百行令 (平成 17
4	特定農	業	生 産	法 人	の区	分	□ 認	定農業生	産法人		認定特定	農業法
届	届出者の特	宇定農	業生産法	ま人に お	おける地	位等	(代表格 (地	権の有無) 位)	E. C 100 C.		氏 (行権を有する社)	□取締
届	出者の特定農	業生産法	法人の行う	業に従事	する日数等	の状況		農業に 農作業に				
0	書類) この届出 特例適用									、その明	用細書	

印

電話番号

(資 12-107-1-A4 統一)

関与税理士

					整理簿	検 算
特定転	用の継	続 届 出	書			*
税務署 受付印						
税務署長 殿			₹		平成年	月日
		届	出者住所			- 29
			氏名			即
			(電話	番号	-)	
租税特別措置法の一部を改正する法律	1(平成3年法律第16号)	附則第19条第6	6 項第号の	要件に該当する	特定市街化区城農地	也等の転
用について、租税特別措置法第70条の6	第1項の規定による相縁	売税の納税の猶-	予を引き続き受	けたいので、か	に掲げる税額等に	ついて確
認し、租税特別措置法の一部を改正する	法律(平成3年法律第1	6号)附則第199	条第10項の規定	により届け出ま	す。	
相続又は遺贈により報	例農地等を取	得した年	月日等			
得した年月日	昭 和・	平成	年 月	Ħ		
相続人の住所・氏名 住所		F	氏名		-	
特例農地等及び承認を受けて転用	した特例市街化区城農地	地等の明細	転用に関する	承認年月日		月 日
(1) 相続又は遺	贈により取得し	た特例農	地等		(2) (1) のう による!	
所 在 場 所		目続(遺贈) 寺の相続税 #	農業投資価格	農業投資価格	特定転用の承認を 受けた特定市街化	転用分の
771	pin.	平 価 額		超 過 額	区域農地等	実測面移
	nî	P	円	PI	該当・非該当	11
					該当·非該当	
s			3 2		該当・非該当	
					該当・非該当	
					該当·非該当	
					該当・非該当	
					該当·非該当	
					該当・非該当	
		23			該当・非該当	
					該当・非該当	
	① m² ②			④(②−③)		
	003 +	円	円	5 円		
61 73 WA ST () 6 AT 65 TH		、特定転用:	ガの個領	ri		
納税猶予分の相続税	क्रम च्या ६० १५ १ ४	少 平 久				
イ相続又は遺贈により取得した特例	農地等の農業投資価格を	超過額(上記の	①) ······			р
ロ イのうち、承認を受けた特定市後 2) 納税 猶予分の相続税額	記念を表している。 記念は表し、 記念は表している。 記念は表している。 記念は表している。 記念は表している。 記念は表している。 記念は表している。 記念は表している。 記念は表している。 記念は表している。 記念は表している。 記念は、これでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また	資価格超過額(_	上記の⑤)			F
イ 納付すべき税額のうち、納税の署	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(位) たたみ 田	にた 金田代の 後文	At placte)	25550	
ロ イのうち この屋中里の担山町	た (CTO) 展地守で 課機				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ロ イのうち、この届出書の提出時: 納付した相続税額	こ田のほか 地上棒 まい		日1年/よこ リ7年1	レノロズ人と		
ロ イのうち、この届出書の提出時: 納付した相続税額 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与、 若しくは権利の消滅も含まれま	E用のほか、地上権、永小 ます。		無いなけっぴょ 4つ	企业工产 中国		
ロ イのうち、この届出書の提出時: 納付した相続税額 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与、軌 若しくは権利の消滅も含まれま ハ イのうち、届出日現在において着	☑用のほか、地上権、永小 ミす。 内税の猶予を受けている♥	寺定市街化区域開				п
ロ イのうち、この届出書の提出時: 納付した相続税額 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与、 若しくは権利の消滅も含まれま ハ イのうち、届出日現在において新	E用のほか、地上権、永小 ます。	寺定市街化区域開			<u></u>	
ロ イのうち、この届出書の提出時: 納付した相続税額 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与、軌 若しくは権利の消滅も含まれま ハ イのうち、届出日現在において着	正用のほか、地上権、永小 にす。 内税の猶予を受けている和 する 法律(平成3 年	特定市街化区域				

				7 1 165		5,6997	2006	E 100		整 埋 簿	検
			特気	臣 転	用	の継	続 届	出書		*	*
	162		税務署	長 殿				₹		平成 年	月日
	2 3.		- A CONTROL (NO. 1))	届出者住所			
								氏名			_即
								(電	活番号)
	租税特別措	置法の一	一部を改正	する法律	聿(平成3	年法律第16	号)附則第19条	第6 項第号	の要件に該当する	5 特定市街化区域農	地等の転
A	用について、	租税特别	川措置法第	570条の6	第1項の	規定による	相続税の納税の	首予を引き続き	受けたいので、社	欠に掲げる 税額等に	ついて確
210	別し、租税特	別措置法	去の一部を	改正する	5法律(平	成3 年法律	第16号)附則第1	19条第10項の規2	定により届け出る	ます。	
1	相続又	は遺	贈に。	とり 牛	好 例 農	地等を	取得したな	F 月 日 等			
取	得した年	月日	5 35			昭	和•平成	年	月 日		
被村	目続人の住所	• 氏名	住所					氏名		v.	
2	特例農地	等及び対	承認を受け	けて転用	した特例	市街化区城	農地等の明細	転用に関する	る承認年月日	平成 年	月
		(1)	相続了	ては遺	贈によ	にり取得	した特例	農地等		(2) (1) のうによる	
番	120	4-	TH	100	Irie 🖂	s*	相続(遺贈)	He wis ITL 200 Ann 46	農業投資価格	特定転用の承認を	転用分
号	所	在	場	所	地目	面積	時の相続税評価額	農業投資価格	超 過 額	受けた特定市街化区域農地等	実測面
1					2	mî	円	円	円	該当·非該当	
2										該当・非該当	
3										該当·非該当	
4					*					該当·非該当	
5										該当・非該当	
6										該当·非該当	
7										該当·非該当	
8										該当·非該当	
9										該当·非該当	
10										該当・非該当	
						① m²	2	3	4(2-3)		_
					8		円	円	⑤ m		
	200 000 00	25 100 3	9 9	40.32		7/30 85	ち、特定転り	用分の価額	9 円		
3	N. 42.00		25) 25 S		額等	に関す	る事項				
(農業 搭 イ 相続又 				列農地等の	農業投資価	格超過額(上記)	D(4)			
	ロイのう	ち、承記	忍を受けた	特定市往	旬化区域農	地等の農業	投資価格超過額	(上記の⑤) …			
(2) 納税猶イ 納付す	べき税額	質のうち、	納税の独	首子を受け	た相続税額				555563	- 1
	ロイのう	t - 1	の届出書の	り提出時	すでに触れ	開場を発出	譲渡等したため、	歴に納税の猶予	そが確定!		2
	(注) 譲	渡等には		贈与、輔	気用のほか		永小作権、使用:			-	
		ち、届と		おいて	内税の猶予		る特定市街化区				
	[1	× -	1) のイ	-] -							-

4 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第6項第___号の要件に該当する 事実の明細については、付表とおりです。

印電話番号

(資12-51-1-A4統一)

関与税理士

(資1 2 -5 1 -1 -A4 統一)

			C	日付印の年月日 F 月 日	確認印		番	号									通信目付印 年)	の年月日	篠部印		퐒 号
and the same	寸特例適用農地等に係る継続届	書出書	70条の4 第8 5 70条の6 第105		**	予整理簿	· 検 ※	算		貸	付特	例適用	農地等に	係る継続局	出書		第8 項通第10項通		***	子整理簿	ヶ 検 算 ※
			〒 届出者 住所	平成_	年	月	目 	※印欄は記入	П		25		税務署長 殿			届出者	〒 住所	平成_	年	月	B
	Micro M. et a. Micro 195		氏名		S_8	111	_ 印	しな	2.								氏名(電話番号]	-		
	税特別措置法第70条の4 第8 項の適用を受け 第70条の6 第10項 の適用を引き続いて受けたいので、その賃借							てでください	\$						けている下記の貸付 措権等の設定に関す						
	農地等の贈与を受けた相続(遺贈)があった	年月日	昭和平成	口 戈	年	月	日	0	0			農地等	穿の贈与 相続(を 受 け 7遺贈)があっ7	を年月日		昭 和 平 成		年	月	日
贈被	与 者 住 相 続 人 所		氏名							贈被	相相	者	住所			日名		,			
1 斜粒	続届出書を提出する日現在における貸付特	例適用農地等の利	用状况等					28		1 #		3.70	Charles Charles	こおける貸付物	特例適用農地等の利	川用状況等					
番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利	可用状況(作物名等	至)	面積	農地等として	て利用されてい	る部分		番号	台	付特例適	歯用農地等の	所在地番	地目及び	利用状況(1	乍物名等)		面 積	農地等とし	して利用されている部分
1		田・畑・緑湖路・砂火)(作物名等)	nf	全部.	一部・未	利用		1					田·畑·槟草湖路·砂地)(1968	16)	सी	全部-	一部・未利用
2		田・畑・緑湖路・砂恵)(作物名等)		全部一	一部・未	利用		2					田・畑・模様機・砂板) (Males	ně.)		全部·	一部·未利用
3		田・畑・緑瀬巻 その必)(作物名等)		全部.	一部・未	利用		3					田·畑·槟榔烯·和燃) (門場後	nę.)		全部-	一部・未利用
4		田・畑・緑湖路 その私)(f** *)		全部・	一部・未	利用		4					田·畑·槟草鄉) (15468)	•)		700 35	一部・未利用
5		田・畑・緑湖地 その恵) (作物名等)		全部・	一部・未	利用		5					田·畑·模談教養·初戲)(1986	•)		全部-	一部・未利用
貸	付特例適用農地等として届け出て	いる農地等の面	積の合計	···· ①		m²				5	貸付幣	· 例適用 //	農地等とし	て届け出て	いる農地等の配	前積の合計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	D		m²	
2 継	続届出書を提出する日現在における借受	代替農地等として	届け出ている農地	等の利用	伏況等	8				2 #	継続届	出書を提出	出する日現在	における借受	代替農地等として	届け出てい	る農地等の	利用岩	犬況等		
番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び和	引用状況(作物名等	불)	面積	農地等として	て利用されてい	る部分		番号	佳	一受代替	農地等の	所在地番	地目及び	利用状況(乍物名等)		面積	農地等とし	して利用されている部分
1		田・畑・擬繊維・砂板) (作物影響)	m	全部·	一部・未	利用		1				OF THE SECTION OF THE SECTION OF	田·畑·槟草湖路 ぞんき) (f7#6%	*)	nř	全部·	一部·未利用
2		田・畑・探談路・砂板)(作物名等)		全部.	一部・未	利用		2					田・畑・採草焼き その感) (作物名	iş)		全部.	一部·未利用
3		田・畑・横瀬巻 砂敷)(作物名等)		全部一	一部・未	利用		3					田·畑·槟榔烯 和鄉) (作物名	16)		全部·	一部·未利用
4		田・畑・揺り物をでき)(作物的)		全部一	一部・未	利用		4					田・畑・槟榔地 その他) (作物名	nie .)		全部:	一部·未利用
5		田・畑・類焼をでき)(作物名等)		全部.	一部・未	利用		5					田·畑·精聯港和巡) (17468	i)		全部-	一部·未利用
	地又は採草放牧地として現に利用している ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には				でご注意くだ	m [*] さい。									借受代替農地等の 、現に農業の用に供				でご注意くだ	m [†]	
	受代替農地等のすべてに係る土地の合計面和 借受代替農地等に異動がない場合、この欄につ			面積に対す	る割合に関	関する計算	算明細書			3 #	借受代	替農地等の	すべてに係る	土地の合計面	積の貸付特例適用 かいて記載する必要は	農地等に係る			CONTRACTOR CONTRACTOR	(1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	算明細書
借	受代替農地等の合計面積(上記②)	m²/貸付特例適用農	地等の合計面積(上記①)	m=	小数点以下	% (≧8 切捨)	60%)		3					m²/貸付特例適用		面積(上記(D)	m²=	小数点以	% (≧80%) 下切捨)
(注)	上記1及び2について書ききれない場合にに	は、適宜の用紙に記	載して差し支えあり	ません。						(注)	上流	1 及び2 に	こついて書きき	れない場合に	は、適宜の用紙に記	載して差し	支えあり ませ	h.	200		2000/28/80
関与	税理士	印電	話番号					75		2000000	税理	Market Control			Sec. To applicate to the second section of the	話番号		cest U			
	T .		- 10		(資1	2 -7 5	-A4 紡	ŧ-)		124 3	200					- m - J			9 940		

通信日付印	の年月日	確認印	番	号
年 月	日			

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を 行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

Tanana da		平成年	н	п
		十成		
	〒 日本本本			
	届出者住所_			
	(1	話番号	_)
on all the trial life time his other as the second state of the se	and a little man for any control of	carrier to the characteristic	m 1 es . 1	and the other
租税特別措置法第70条の4第1項				
地等について、次のとおり収用交換等				
て同法第70条の8第1項又は第3項の根字によりの異なる。		るため、同条	第2項又[ま第4項
の規定により関係書類を添付して届け) 山まり。			
農地等の増えた戦争を受	: けた年月日	昭和	年	月 E
相机(夏蛸)		平成	00.85	
贈		氏 名		
収用交換等により譲渡した農地等の明	śш			
(1) 所在場所	лчи			
(2) 地 目		F171171171171717171717		
(3) 面積			20 6	m
(3) 面 積(注) この欄に書ききれない場合には			ださい。	m
(注) この欄に書ききれない場合には	「届出書(付表)」	に記載してく		
(注) この欄に書ききれない場合には 農地等の譲渡をした日	「届出書(付表)」	に記載してく		
(注) この欄に書ききれない場合には 農地等の譲渡をした日	「届出書(付表)」	に記載してく	年	
(注) この欄に書ききれない場合には 2 農地等の譲渡をした日	「届出書(付表)」	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 2 農地等の譲渡をした日 3 農地等の譲渡先	「届出書(付表)」	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 2. 農地等の譲渡をした日	「届出書(付表)」	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 農地等の譲渡をした日	「届出書(付表)」	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 農地等の譲渡をした日	「届出書(付表)」	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 2 農地等の譲渡をした日	「届出書(付表)」	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 2 農地等の譲渡をした日 3 農地等の譲渡先 4	「届出書(付表)」	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 農地等の譲渡をした日 農地等の譲渡先 所名 その他参考事項	「届出書(付表)」	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 2 農地等の譲渡をした日 3 農地等の譲渡先 4 その他参考事項 ※ 添付書類	「届出書(付表)」 「在地	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 2 農地等の譲渡をした日 3 農地等の譲渡先 4 その他参考事項	「届出書(付表)」	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 2 農地等の譲渡をした日 3 農地等の譲渡先 4 その他参考事項 ※ 添付書類 ○ 公共事業施行者の証明書	「届出書(付表)」 「在地	に記載してく 平成	年	_月目
(注) この欄に書ききれない場合には 2 農地等の譲渡をした日 3 農地等の譲渡先 4 その他参考事項 ※ 添付書類 ○ 公共事業施行者の証明書	「届出書(付表)」 「在地	に記載してく 平成	年	_月目

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を 行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

AND THE STATE OF T	₹				
J	届出者住所				- 30
	氏名				_即
	(電)	話番号	15 52)
租税特別措置法第70条の4第1項又は第7	70条の6第1	項の規定の	適用を受け	ナている	5農
地等について、次のとおり収用交換等による					
て同法第70条の8第1項又は第3項の規定の	の適用を受ける	るため、同乡	条第2項又	は第4	項
の規定により関係書類を添付して届け出ます	•				
農地等の 贈 与 を受けた	年月日	昭和平成	年	月	日
贈与者住被相続人所		氏名			
475.2.4 (ASS) 178.7.4 (ASS) 191					
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細	,				
0.700.0 (0.000 (0.000)			*		 m²
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所 (2) 地 目			•	,	 m²
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所 (2) 地 目 (3) 面 積	善 (付表) 」	に記載して	. <u>-</u> ください。		
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所	書(付表)」	に記載して	・ ください。 む <u>年</u>		
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所	書(付表)」	に記載して 平成	 ください。 え年	月 	目
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所	書(付表)」	に記載して 平成	 ください。 え年	月 	目
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所	書(付表)」	に記載して 平成	 ください。 え年	月 	目
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所	書(付表)」	に記載して 平成	 ください。 え年	月 	目
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所	書(付表)」	に記載して 平成	 ください。 え年	月 	目
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所	書(付表)」	に記載して 平成	 ください。 え年	月 	目
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所	書(付表)」	に記載して 平成	 ください。 え年	月 	目
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所	書(付表)」	に記載して 平成	 ください。 え年	月 	目

関与税理士	印	電話番号	
		20	(資12-56-A4統一)

改 正 後	改 正 前 ———————————————————————————————————
選信日付印の年月日 確認印 番 号 年 月 日 第一年 月 日 第一年 月 日 第一年 月 日 第一年 月 日 第一条 単 年 月 日 第一条 単 年 月 日 第一条 単 年 月 日 第一条 単 第一条 単 第一条 第一条 日 日 第一条 第一条 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	選情日付印の年月日 確認印 番 ・ 年 月 日 贈 与 税 の 納 税 猶 予 取 り や め 届 出 書 (基子整理簿 検 ※ ※
一	
贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を 受けることを取り やめたいので、その旨届け出ます。 記	贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を 受けることを取り やめたいので、その旨届け出ます。 記
昭和 1 受贈年月日 平成	昭和 1 受贈年月日 平成 年 月 月 2 納付した猶予税額 円 3 2の税額とともに納付した利子税の額 円 4 納付年月日 平成 年 月 日
関与税理士 印 電話番号	関与税理士 印 電話番号